



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *42 結核予防法施行細則の一部を改正する規則
(健康対策課)
- *43 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")

規 則

和歌山県規則第42号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則(昭和30年和歌山県規則第93号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第5条中「または」を「又は」に改める。

第6条から第9条までを次のように改める。

(医療費の申請)

第6条 施行規則第23条第1項及び第24条第1項の規定による費用負担の申請書は、別記第6号様式によらなければならない。

2 知事は、医療費の負担額を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(医療機関変更の届出)

第7条 施行規則第23条第5項の規定により、医療を受ける医療機関を変更しようとするときは、別記第7号様式により、現に医療を受けている医療機関の医師の証明書を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、薬局の場合はこの限りでない。

(定期外の健康診断の勧告)

第8条 法第5条第1項及び第3項並びに施行規則第1条の規定により、健康診断の勧告をする場合の通知は、別記第8号様式によるものとする。

(定期外の健康診断の措置)

第9条 法第5条第2項及び第3項並びに施行規則第1条の規定により、健康診断の措置をする場合の通知は、別記第9号様式によるものとする。

第10条から第14条までを削る。

第15条中「届書類等」を「届出等」に改め、同条を第10条とする。

別記第1号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

結核 (初感染結核を含む。) 患者届出票

(ふりがな)
患者氏名

男・女

生年月日 明・大
昭・平

年 月 日

歳

職 業

住 所

電 話

病 名

初 診

年 月 日

診 断

年 月 日

菌 検 査

年 月 日 塗抹 (陰性・陽性・検査中)

検体: 喀痰・気管支洗浄液・胃液

年 月 日 培養 (陰性・陽性・検査中)

検体: 喀痰・気管支洗浄液・胃液

備 考

医療機関の名称

医療機関の所在地

医 師 氏 名

印

【届出及び記載についての注意】

※医師は、結核予防法第 22 条の規定に基づき、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、2 日以内に最寄りの保健所長に届け出てください。

※病名は、下記の区分によって具体的に記入してください。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 肺結核 | (7) 腸結核 |
| (2) 初感染結核 (いわゆるマル初を含む。) | (8) 骨関節結核 |
| (3) 粟粒結核 | (9) 腎結核 |
| (4) 結核性髄膜炎 | (10) 膀胱結核 |
| (5) 咽頭結核及び気管、気管支結核 | (11) 皮膚結核 |
| (6) 結核性膿胸 | (12) 結核性胸膜炎 |

※マル初については、感染の観点から便宜上届け出てください。

別記第2号様式(第3条関係)

年 月 日

結核患者入院届出票

1 患者の住所

2 患者の氏名

3 世帯主の氏名

4 病 名

5 入院の年月日 年 月 日

6 病院の名称

7 病院の所在地

【届出及び記載についての注意】

※病院管理者は、結核予防法第23条の規定に基づき、結核患者が入院したときは、7日以内に最寄りの保健所にこの届出票を提出してください。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

結核患者退院届出票

1 患者の住所

2 患者の氏名

3 世帯主の氏名

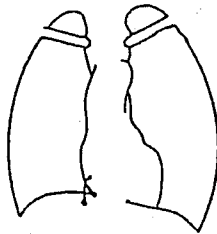
4 病 名

5 退院の年月日

年 月 日

6 退院時の病状

X線所見



年 月 日撮影

赤沈所見 (月)

1 時間値 mm

2 時間値 mm

喀痰所見 (退院前 3 か月)

	月	月	月
塗抹	号	号	号
培養			

(その他特記・連絡事項)

7、病院の名称

8、病院の所在地

【届出及び記載についての注意】

※病院管理者は、結核予防法第 2 3 条の規定に基づき、結核患者が退院したときは、7 日以内に最寄りの保健所にこの届出票を提出してください。

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

和歌山県達 第 号

従業禁止命令書

患者 住 所

氏 名

年 月 日生 .

結核予防法第 28 条第 1 項の規定により、下記のとおり業務に従事することを禁止する。

年 月 日

保健所長

記

1 禁止する業務名

2 禁止期間

年 月 日から
年 月 日まで

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

和歌山県達 第 号

入 所 命 令 書

様

結核予防法 (昭和 26 年法律第 96 号) 第 29 条の規定により下記のとおり結核療養所に入所することを命ずる。

年 月 日

保健所長

記

1 患 者 住 所
氏 名

2 入所すべき結核療養所 所在地
名 称

3 命令入所期間 年 月 日から
年 月 日まで

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

医療を受ける指定医療機関変更届

結核予防法施行規則第 23 条第 5 項の規定により、医療機関を次のとおり変更したいので届け出ます。

現在医療を受けている指定医療機関	所在地
	名 称
患 者	住 所
	氏 名
	生年月日

新たに医療を受けようとする指定医療機関	所在地
	名 称
変更する理由	
変更する予定年月日	

年 月 日

申請者住 所

氏 名

印

和歌山県知事 様

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

結核健康診断について (勧告)

氏名 _____ 様

住所 _____

(未成年者にあつては、保護者の氏名及び住所)

保健所長

結核予防法第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり健康診断を受診する (受診させる) ことを勧告します。

健康診断を受ける者	氏 名	
	住 所	
健康診断を実施する 理 由	結核患者との接触があり感染又は発病が疑われるため	
受 診 場 所	名称	
	所在地	
	連絡先	
受 診 の 期 限	年 月 日までに受診してください。	
健 康 診 断 の 方 法		
そ の 他		

注) この勧告に従わない場合、結核予防法第 5 条第 2 項の規定により、当所の職員により健康診断の措置を行うことがあります。

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

結核健康診断措置執行書

氏名 _____ 様

住所 _____
(未成年者にあつては、保護者の氏名及び住所)

保健所長

結核予防法第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり健康診断の措置をします。

健康診断の措置対象者	氏 名	
	住 所	
健康診断を実施する 理 由	結核患者との接触があり感染又は発病が疑われるため	
実 施 の 場 所	名 称 所在地	
実 施 の 日 時	年 月 日 () 時 分頃	
健 康 診 断 の 方 法		
そ の 他		

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第10号様式から別記第16号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県規則第43号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行細則（平成11年和歌山県規則第71号）の一部を次のよう
に改正する。

別記第2号様式から別記第4号様式まで、別記第6号様式及び
別記第8号様式の規定中「殿」を「様」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 4 条関係)

指定届出機関指定取消通知書

第 年 月 日 号

(名前)

和歌山県知事 氏 名 印

年 月 日付けで感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
(平成 10 年法律第 114 号) 第 14 条第 5 項の規定に基づき下記理由により指定を
取り消します。

記

指定の取消理由

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第10号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第 1 2 号様式 (第 6 条関係)

健康診断措置執行書

第 年 月 号 日

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 17 条第 2 項（第 45 条第 2 項）の規定により、次のとおり健康診断の措置を実施します。

- 1 健康診断の措置対象者
住所

氏名

- 2 健康診断を実施する理由

- 3 健康診断を行う日時
年 月 日 (午前・午後) 時 分から

- 4 健康診断を行う場所
住 所

機関名

- 5 健康診断の方法

- 6 健康診断を行う職員
所属機関名
氏 名

- 7 その他

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 7 条関係)

就 業 制 限 通 知 書

第 年 月 号 日

(名前)

保 健 所 長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。) 第 12 条の規定による医師の届出があったので、法第 18 条第 1 項の規定により次のとおり通知します。

なお、次の 1 に掲げる者は、就業制限の対象となる業務にその期間従事してはなりません。

1 対象となる感染症患者

住 所
氏 名

2 感染症の名称及び当該者の症状

3 診断方法

4 初診年月日及び診断年月日

初診日 年 月 日 診断日 年 月 日

5 就業制限の対象となる業務

6 就業制限の期間

当該感染症の病原体を保有しなくなるまでの期間

7 その他

(注) 1 この通知による就業制限に違反した場合は、法第 69 条第 3 項の規定により、30 万円以下の罰金に処せられます。

2 法第 18 条第 3 項の規定により、就業制限の対象者でなくなったことの確認を求めることができます。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第18号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第19号様式を次のように改める。

別記第 19 号様式 (第 8 条関係)

入院措置執行書

第 年 月 日 号

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり入院の措置をとります。

- 1 入院をすべき者
住 所
氏 名
- 2 入院の措置をする理由
- 3 入院をする医療機関
住 所
名 称
- 4 入院する期限
- 5 その他

(注) 1 法第 22 条第 1 項の規定により、この入院に係る病原体を保有していないことが確認されたときは、退院できます。

2 法第 22 条第 3 項の規定により、入院している患者又はその保護者は、保健所長に対し、当該患者の退院を求めることができます。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第21号様式から別記第23号様式までを次のように改める。

別記第21号様式(第8条関係)

入院継続措置執行書

第 年 月 号 日

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第20条第2項(第46条第2項)の規定により、次の者を継続して入院させる措置をとります。

- 1 入院を継続しなければならない者
住 所
氏 名
- 2 入院を継続する理由
- 3 入院を継続する期限
- 4 入院を継続する医療機関
住 所
名 称
- 5 その他

(注) 1 法第22条第1項(第48条第1項)の規定により、この入院に係る病原体を保有していないことが確認されたときは、退院できます。

2 法第22条第3項(第48条第3項)の規定により、入院している患者又はその保護者は、保健所長に対し、当該患者の退院を求めることができます。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。また、法第20条第2項の規定により入院している患者で当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、法第25条第1項の規定により、文書又は口頭で、厚生労働大臣に対して審査請求(再審査請求を含む。)をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 2 2 号様式 (第 8 条関係)

転院措置執行書

第 年 月 号 日

(名前)

保 健 所 長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。) 第 19 条第 4 項 (第 20 条第 3 項・第 46 条第 3 項) の規定により、次の者を転院させる措置をとります。

- 1 転院の対象者
住 所
氏 名
- 2 転院先医療機関
住 所
名 称
- 3 入院の期限
- 4 転院理由
- 5 転院方法
- 6 その他

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。また、法第 20 条第 3 項の規定により入院している患者で当該入院の期間が 30 日を超えるもの又はその保護者は、法第 25 条第 1 項の規定により、文書又は口頭で厚生労働大臣に対して審査請求 (再審査請求を含む。) をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第23号様式(第8条関係)

入院期間延長措置執行書

第 年 月 号
日

(名前)

保 健 所 長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第20条第4項(第46条第4項)の規定により、次の者の入院期間を延長する措置をとります。

- 1 入院期間を延長される者
住 所

氏 名
- 2 入院期間を延長する理由
- 3 延長後の入院期限
- 4 入院する医療機関
住 所

名 称
- 5 その他

- (注) 1 法第22条第1項(第48条第1項)の規定により、この入院に係る病原体を保有していないことが確認されたときは、退院できます。
- 2 法第22条第3項(第48条第3項)の規定により、入院している患者又はその保護者は、保健所長に対し、当該患者の退院を求めることができます。
- (教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第25号様式及び別記第26号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第29号様式から別記第35号様式までを次のように改める。

別記第 29 号様式 (第 11 条関係)

病原体汚染場所消毒命令書

第 年 月 日

(名前)

保 健 所 長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 1 項（第 50 条第 1 項）の規定により、次のとおり感染症の病原体に汚染された（おそれのある）場所の消毒を命じます。

- 1 消毒を命じる理由
- 2 消毒を実施すべき日時又は期限
- 3 消毒場所
- 4 消毒方法及び内容
- 5 その他

- (注) 1 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行ってください。
- 2 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 3 消毒の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示) この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 30 号様式 (第 11 条関係)

病原体汚染場所消毒指示書

第 年 月 号 日

市町村長名

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 27 条第 2 項 (第 50 条第 1 項) の規定により、次のとおり感染症の病原体に汚染された (おそれのある) 場所を消毒するよう指示します。

- 1 消毒を指示する理由
- 2 消毒を実施すべき日時又は期限
- 3 消毒場所
- 4 消毒方法及び内容
- 5 その他

- (注) 1 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行ってください。
- 2 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 3 消毒の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。
- (教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 3 1 号様式 (第 1 2 条関係)

病原体汚染動物駆除命令書

第 年 月 日 号

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 28 条第 1 項 (第 50 条第 1 項) の規定により、次のとおり感染症の病原体に汚染された (おそれのある) ねずみ族、昆虫等の駆除を命じます。

- 1 駆除を命じる理由
- 2 駆除を実施すべき日時又は期限
- 3 駆除する区域
- 4 駆除方法及び内容
- 5 その他

- (注) 1 対象となる場所の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行ってください。
- 2 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 3 駆除の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 3 2 号様式 (第 1 2 条関係)

病原体汚染動物駆除指示書

第 年 月 号 日

市 町 村 長 名

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 28 条第 2 項 (第 50 条第 1 項) の規定により、次のとおり感染症の病原体に汚染された (おそれのある) ねずみ族、昆虫等の駆除を指示します。

- 1 駆除を指示する理由
- 2 駆除を実施すべき日時又は期限
- 3 駆除する区域
- 4 駆除方法及び内容
- 5 その他

- (注) 1 対象となる場所の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行ってください。
- 2 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 3 駆除の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 3 3 号様式 (第 1 3 条関係)

病原体汚染物件感染予防措置命令書

(名前)

第 年 月 日 号

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 29 条第 1 項 (第 50 条第 1 項) の規定により、次のとおり感染症の病原体に汚染された (おそれのある) 物件に係る措置を命じます。

- 1 措置を命じる理由
- 2 対象となる物件
- 3 措置を実施すべき日時又は期限
- 4 措置の方法及び内容
- 5 その他

(注) 1 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行ってください。

- (1) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- (2) 廃棄にあつては、消毒、(3) に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- (3) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、科学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

2 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意してください。

3 措置の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第37号様式を次のように改める。

別記第 3 7 号様式 (第 1 4 条関係)

死体の移動制限 (禁止) 命令書

第 年 月 号 日

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 4 号) 第 3 0 条第 1 項 (第 5 0 条第 1 項) の規定により、次のとおり死体の移動を制限 (禁止) することを命じます。

- 1 対象となる死体
住 所
氏 名
- 2 対象となる死体の安置場所
- 3 措置の内容
- 4 措置の理由
- 5 措置の期間
- 6 その他

(注) 措置に当たっては、管轄の保健所と十分に相談し、その指示に従ってください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第40号様式から別記第42号様式までを次のように改める。

別記第 4 0 号様式 (第 1 4 条関係)

死体の埋葬許可書

第 年 月 日 号

(名前)

保 健 所 長 印

年 月 日 付 第 号で申請のあった死体の埋葬については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 3 0 条第 2 項ただし書（第 5 0 条第 1 項）の規定により、次のとおり条件を付けて許可します。

- 1 許可対象となる死体
住 所

氏 名

(性別 男・女 生年月日 年 月 日)

- 2 埋葬の予定日
年 月 日

- 3 埋葬の場所

- 4 埋葬の方法

- 5 消毒の方法及び内容

- 6 その他

(注) 埋葬に当たっては、管轄の保健所と十分に相談し、その指示に従ってください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 4 1 号様式 (第 1 5 条関係)

病原体汚染水使用制限 (禁止) 命令書

第 年 月 日 号

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。) 第 31 条第 1 項 (第 50 条第 1 項) の規定により、生活の用に供される水について、次のとおりその使用又は給水を制限 (禁止) することを命じます。

- 1 対象となる水
- 2 措置の理由
- 3 措置の内容
- 4 措置の期間
- 5 その他

(注) これに代わる生活用水の供給については、法第 31 条第 2 項の規定により、市町村が行うこととなります。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 4 2 号様式 (第 1 5 条関係)

生活用水供給指示書

第 年 月 日 号

市 町 村 長 名

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 31 条第 1 項 (第 50 条第 1 項) の規定により、生活用水の使用又は給水の制限 (禁止) を行ったので、同法第 31 条第 2 項の規定に基づき当該生活用水に代わる水の供給を次のとおり指示します。

- 1 対象となる水
- 2 その管理者名
- 3 措置日 年 月 日付け 第 号による
- 4 措置を行った理由 (当該感染症名等)
- 5 措置の内容
- 6 代替生活用水の供給方法
- 7 代替措置の期間
- 8 その他

(注) 代替用水の供給に当たっては、管轄の保健所の指示に従ってください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第44号様式及び別記第45号様式を次のように改める。

別記第 4 4 号様式 (第 1 6 条関係)

汚染建物立入制限 (禁止) 命令書

第 年 月 号 日

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 4 号) 第 3 2 条第 1 項 (第 5 0 条第 1 項) の規定により、建物への立入りを制限 (禁止) します。

1 措置の対象となる建物

2 措置の内容

3 措置の理由

4 措置の期間

5 その他

(教示) この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に審査請求を行うことができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 4 5 号様式 (第 1 6 条関係)

汚染建物封鎖措置執行書

第 年 月 号 日

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 4 号) 第 3 2 条第 2 項 (第 5 0 条第 1 項) の規定により、次のとおり建物の封鎖等の措置をとります。

1 措置の対象となる建物

2 措置の内容及び方法

3 措置の理由

4 措置の期間

5 その他

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第47号様式を次のように改める。

別記第 4 7 号様式 (第 1 7 条関係)

汚染地域交通制限 (遮断) 執行書

第 年 月 日 号

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 4 号) 第 3 3 条 (第 5 0 条第 1 項) の規定により、次のとおり交通を制限 (遮断) します。

- 1 措置の対象となる場所又は地域
- 2 措置の内容及び方法
- 3 措置の理由
- 4 措置の期間
- 5 その他

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第50号様式及び別記第52号様式から別記第54号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

別記第55号様式を次のように改める。

別記第 5 5 号様式 (第 2 0 条関係)

感染症指定医療機関指定取消通知書

(名前)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 8 条第 8 項の規定により、
の第 種感染症指定医療機関としての指定を取り消します。

取消理由

年 月 日

和歌山県知事 氏 名 印

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。